

新しい環境基本計画及び温暖化対策実行計画の策定について

平成 22 年 6 月 25 日

環境部環境企画課

1 新しい環境基本計画

(1) 趣旨

現在の環境基本計画の計画期間が今年度で終了となることから、新しい環境基本計画の策定を行う。

(2) 計画策定スケジュール

別紙 1 のとおり

(3) 第二次計画の方向性

別紙 2 のとおり

(4) 市民意見の聴取

市ホームページを活用して市民に対し「第二次計画の方向性」を提示し、市民の意見を聴取しながら具体的計画案の策定を進める。

2 盛岡市地球温暖化対策地方公共団体実行計画：区域施策編

(1) 趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき市域全体を対象とした温室効果ガス削減に関する「地方公共団体実行計画：区域施策編」の策定を行う。中核市等には計画策定が義務付けられている。

(2) 計画策定スケジュール

別紙 3 のとおり

(3) 盛岡市の温室効果ガス排出の状況

別紙 4 のとおり

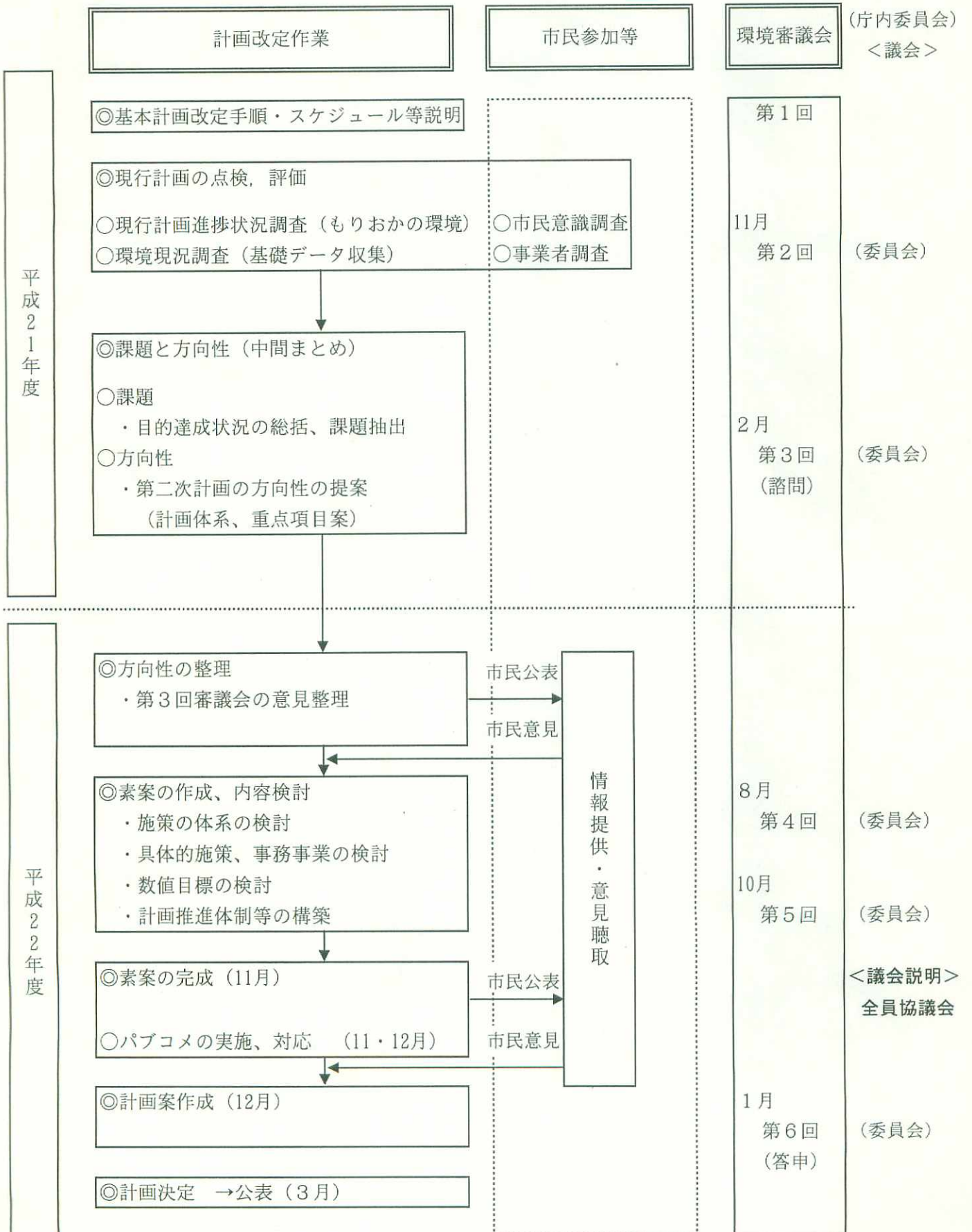
(4) 今後の主な検討事項

- ・市域における温室効果ガス削減の中期及び長期目標の設定
- ・目標達成の具体的実現化方策の検討

(5) その他

地方公共団体実行計画は「区域施策編」及び「事務事業編」から構成されている。このうち「実行計画：事務事業編」については、今年度より盛岡市グリーンオフィス行動計画（旧盛岡市役所エコオフィス行動計画）として取り組みを進めている。

盛岡市環境基本計画（第二次）策定に関する進め方フロー図



盛岡市環境基本計画（第二次）策定に係る方向性

目 次

1. 第二次計画の基本的な考え方	1
1-1 計画期間	1
1-2 体系の構成	1
1-3 めざす環境像	2
1-4 めざす環境像ごとの基本目標	3
1-4-1 健康で安全に生活できるまち	3
1-4-2 生物の多様性を育む自然が豊かなまち	4
1-4-3 快適で心豊かに暮らせるまち	5
1-4-4 資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち	6
1-4-5 持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち	7
2. 現行計画体系と第二次計画案の計画体系	8
2-1 現行計画体系	8
2-2 第二次計画体系案	9
2-3 積極的に取り組む項目	10
【用語解説】	11

盛岡市

盛岡市環境基本計画（第二次）の策定に係る方向性

1 第二次計画の基本的な考え方

市では、現行計画の点検・評価、課題などを盛岡市環境審議会へ報告しながら、第二次基本計画の方向性を検討し、考え方を整理しました。

なお、現段階の第二次計画の体系案では、施策の方向までは示さず、今後、環境審議会や市民の意見、市役所関係各課の意見などを反映させながら施策の方向を決めていくこととします。

1-1 計画期間

第二次計画の計画期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とします。

1-2 体系の構成

第二次計画の構成は、現行計画と同様に、市民、事業者、市がそれぞれの役割を担い、協力・連携を図りながら、整理された課題に取組み、めざす環境像の実現のため、市民や事業者が共感できるようなスローガンを掲げ、その下にめざす環境像、基本目標、施策の方向を位置付けるといった、3段階の構成とすることとします。

めざす環境像は、将来において盛岡市のあるべき姿を表現するものであり、基本目標は、めざす環境像を実現するために計画期間内に取組んでいくための基本的な方向を示し、施策の方向は、基本目標の実現を図るため、単年度単位での取組を推進するため、具体的な事務事業の方向を示すこととします。

なお、めざす環境像の実現を図るための指標として、現行計画と同様にできるだけ数値目標としての定量目標を設定し、計画期間内における施策の進捗を管理することとします。

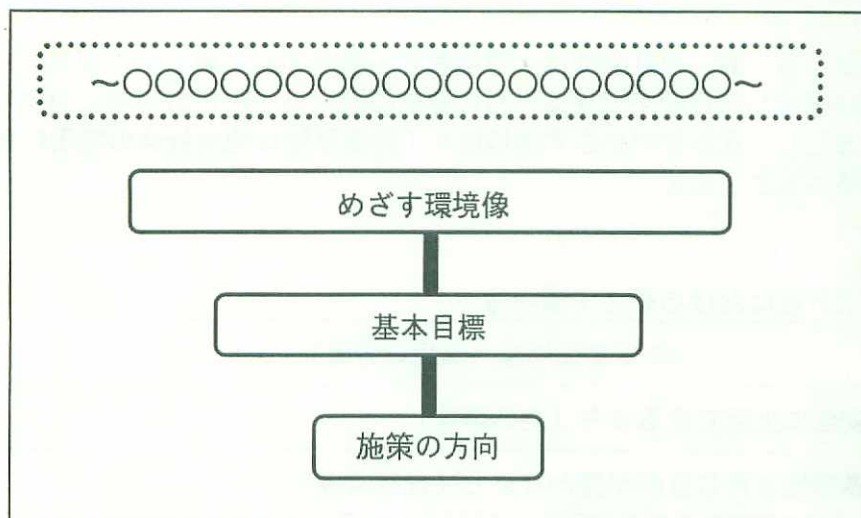


図-1 体系の構成

1-3 めざす環境像

現行計画では、「健康で安全に生活できるまち」、「生物の多様性を育む自然が豊かなまち」、「快適で心豊かに暮らせるまち」、「資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち」の4つのめざす環境像を設定しています。これらは、盛岡市環境基本条例第7条に規定する施策の基本方針を踏まえ、それぞれ「生活環境」、「自然環境」、「快適環境」、「地球環境」に焦点をあてて設定したものです。

現行計画におけるこれらの4つの分野は、いずれも環境の変化や時代の変化、施策の重点化などにより、多少の要点整理は必要であるものの、継続して取り組む必要があることから、第二次計画においても、現行計画のめざす環境像を引き続き継承することとします。

このほか、現行計画では、めざす環境像を実現するために共通する環境施策の体系を掲げています。この環境施策の体系は、市民や事業者が環境の状況を「知る」こと、次に環境の状況などに対する「理解を深める」こと、そして環境の保全と創造のために「行動する」ことへの取組を促すために設定されています。

第二次計画ではこれらの環境情報の提供や環境教育などの人材育成に関連した項目について、積極的に取り組むべき項目であるとの考えから、新たにめざす環境像を設定することとします。

環境における人材の育成では、市民が環境教育や環境学習を通して、環境の現状を正しく理解するとともに、理解に基づいた行動をとることが必要であり、市民や事業者、NPO、市などが連携して、人材育成に取り組むことが必要です。

また、地球規模で見た場合、地球温暖化や環境破壊が進んでいる現状やエネルギー資源などは有限であるという事実から、このままでは、現在の暮らしを続けて行くことができなくなるのではないかと危ぶまれています。

このような状況の下、将来においても現在の暮らしを持続できる社会を実現するために、市民一人ひとりがこれまでの暮らしを見直し、環境のために何ができるか、何をすべきかを考え、実行することが必要であると考えます。

これらのことから、第二次計画では、環境教育・環境学習を通じて、環境の現状を正しく理解でき、環境に配慮した行動ができる人材の育成に取り組む、市民の環境に対する意識の変革を促していくこととし、5つ目のめざす環境像を「持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち」と設定することとします。

第二次計画におけるめざす環境像

めざす環境像（環境の分野）
健康で安全に生活できるまち（生活環境）
生物の多様性を育む自然が豊かなまち（自然環境）
快適で心豊かに暮らせるまち（快適環境）
資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち（地球環境）
持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち（協働環境・人材環境）

1-4 めざす環境像ごとの基本目標

第二次計画においても、目指す環境像を実現するため計画期間内に取組んでいくための基本的な方向として、前項の「現行計画の課題」でまとめた課題を反映させながら基本目標を設定することとします。

1-4-1 健康で安全に生活できるまち（生活環境）

生活環境分野のめざす環境像である、「健康で安全に生活できるまち」については、現行計画において「①きれいな空気を守る」「②清らかな水を守る」「③まちの静けさを守る」「④安心して暮らせる環境を確保する」の4つの基本目標が設定されています。

①②③について

大気、水質、土壌汚染、騒音の各測定結果から、ほとんどの測定地点で環境基準を達成しており、また、環境基準を達成する割合が向上するなど、概ね良好な状況に保たれています。

今後もこれらの大気、水質、土壌汚染、騒音などの環境を良好な状況を保つことは、めざす環境像を実現するために欠かすことのできない項目であることから、第二次計画においても、継続して取組むこととします。

なお、現行計画では、基本目標を「守るべき環境」ごとに設定していましたが、第二次計画では、より具体的に施策に取組めるように、「発生源」ごとに設定することとし、主な公害の発生源である①自動車交通②産業活動（事業場）③日常生活（家庭）に分類し、「①自動車交通に起因する環境負荷を削減する」「②産業活動などに起因する環境負荷を削減する」「③日常生活に起因する環境負荷を削減する」の3つの基本目標を設定することとします。

④について

安心して暮らせる環境を確保するためには、ごみの適正な排出に対する周知や不法投棄対策など、施策の充実が期待される項目があるほか、有害化学物質など、化学的知見が不十分な物質への対応について、引き続き情報収集や情報提供をしていく必要があります。

第二次計画では、これらの課題についての基本目標は設定せず、ごみの適正な排出に対する周知や不法投棄対策などは、4つ目のめざす環境像である「資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち」の項目で、他のごみ減量施策に併せて取組むことにします。また、有害化学物質への対応や情報提供などについては、それぞれ、公害の発生源ごとに整理した基本目標の中で取組んでいくこととします。

1-4-2 生物の多様性を育む自然が豊かなまち（自然環境）

自然環境分野のめざす環境像である、「生物の多様性を育む自然豊かなまち」については、現行計画において「①自然環境を保全する」「②生物の多様性を確保する」の2つの基本目標が設定されています。

①について

盛岡の代表的な自然環境でもある森林や農地については、国土利用計画盛岡市計画により、地域類型別に利用保全の方針が示されていることや保安林面積が増加傾向にあるなど、概ね保全が図られていると考えられます。また、河川や湖沼などの水辺も水質が環境基準を満たしているほか、多様な水生生物が生息しているなど、概ね良好に保全されていると考えられます。

森林や農地は、多くの生物の生息・育成場所であるほか、二酸化炭素の吸収、水源かん養機能など、多くの環境保全機能を有しており、自然環境を保全することは、めざす環境像を実現するために欠かすことができませんが、一部に森林の適正な管理がなされない、休耕田が増加傾向にあるなどの課題もあることから、第二次基本計画においても基本目標として設定し、取組を進めることとします。

なお、第二次計画では、市民や企業などとともに身近な緑や自然の保全や創出の手法などについて検討する必要があることなどから、基本目標を「①自然環境を保全・創造する」と設定することとします。

②について

盛岡市自然環境調査の結果から、多様な種が生息していることが推測されますが、野生動植物の保護を図るためには、基本情報となる野性動植物の把握のための調査を継続するとともに、調査後にまとめられる「自然環境保全計画」に基づき、生息・育成環境の保全を図る必要があります。

また、絶滅のおそれのある貴重種に対する保護対策の検討や外来種などの個別種への対策について対応を検討する必要があるほか、野性動植物の生息・育成環境の創出について施策を検討する必要があります。

以上のことから、第二次計画においても、引き続き基本目標を「②生物の多様性を確保する」と設定することとします。

1-4-3 快適で心豊かに暮らせるまち（快適環境）

快適環境分野のめざす環境像である、「快適で心豊かに暮らせるまち」については、「①緑を確保する」「②身近な自然とのふれあいを促進する」「③良好な景観を保全・形成する」「④地域の歴史・文化を保全・継承する」「⑤人に優しい歩行者空間を創出する」の5つの基本目標が設定されています。

①について

公園や緑地などの整備が計画的に行われるとともに、花苗の配付などの緑化支援やハンギングバスケットを軸とした花と緑のガーデン都市づくり事業の実施などにより、市街地における緑の確保について一定の効果が上がっているため、今後も継続して緑の確保に取り組む必要があると考えられます。

なお、現行計画の施策の方向に記載されている、公園緑地の確保などは、「緑の基本計画」と調整を図りながら進めることとします。

②について

自然とのふれあいを促進するためには、自然公園や自然散策路、森林公園などの野外レクリエーション施設を利用しやすいように維持・管理する必要があります。

また、自然環境の重要性や自然の多用性を学ぶ機会を創出するほか、市民、事業者、市などが協力して緑を育て親しむための仕組づくりが必要であると考えられます。

以上のことから、現行計画の基本目標の①と②を統合し、第二次計画では基本目標を「①緑や自然とのふれあいを促進する」と設定することとします。

③について

山なみの眺望、田園風景や歴史を感じさせるまちなみなど、良好な自然環境と歴史的環境が調和した盛岡らしい景観が形成・保全されているほか、市街地においては、市民参加による清掃活動により街の清潔が保たれることで、魅力的な景観を一層引き立てています。

今後も景観計画と景観条例に基づき、地域に応じた景観の保全と形成について検討していくこととします。

一方、屋外広告物の景観への配慮については、屋外広告物条例に基づいた取組を進めることとします。

④について

歴史的・文化的環境の保存・活用の分野については、現行計画の評価と課題の中で、適切な保存や活用の必要性などの課題が整理されていますが、③で整理している、景観の保全・形成の分野と関連が深いことから、併せて取り組むこととします。

歴史・文化継承活動の支援については、後継者の課題が認識されているものの、文化財の保護や祭り・伝統芸能などの伝承の支援に重点が置かれていることから、環境施策としてではなく、文化施策の分野で取り組むこととします。

以上のことから、現行計画の基本計画の③と④を統合し、第二次計画では基本目標を「②魅力ある景観を保全・形成する」と設定することとします。

⑤について

歩道の段差の解消や消雪施設など、児童、障がい者、高齢者、健常者の区別なく、誰もが使えるように配慮した人に優しい歩行者空間の整備は、概ね計画通りに整備されています。今後も整備を推進する必要がありますが、これらの人に優しい歩行者空間の創出に関する施策は、環境施策としてではなく、道路整備などの分野で推進を図ることとします。

1-4-4 資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち（地球環境）

地球環境分野のめざす環境像である、「資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち」については、「①資源の循環的利用とごみの減量化を推進する」「②エネルギーを有効に利用する」「③地域において地球環境の保全に貢献する」の3つの基本目標が設定されています。

①について

市全域で排出されるごみの量が減少傾向にあり、リサイクル率も上昇していることなどから、取組は着実に進んでいます。市民や事業者においても、ごみ減量の意識が徐々に浸透してきていると考えられます。

資源の循環的利用とごみの減量化を推進することは、ごみの焼却により排出されるCO₂を削減でき、地球温暖化防止の観点からも重要であるので、重点的に取り組むべき項目です。

このことから、第二次計画においても、基本目標とすることとしますが、後述する地球温暖化対策との関連から、「②資源の循環的利用とごみの減量化を推進する」と設定することとします。

②について

限りある化石燃料などのエネルギー資源を有効に利用するためには、公共交通機関や自転車の利用を促進するなどの交通施策を継続し、交通施策を有効に機能させるため、コンパクトな都市の実現を図る必要があります。

一方、住宅用太陽光発電導入支援制度、エコポイント制度の創設や省エネ法の改正など、国が主導して新エネルギーや省エネルギーの取組が進められており、市民や事業者では、太陽光発電システムの導入や省エネ型の製品などへ更新が始まっています。

国においては、2020年度にCO₂排出量を1990年比で25%削減する方針が打ち出されていることから、市においても公共施設へ省エネ製品の導入や太陽光発電などの新エネルギーの導入を推進するなど、積極的にCO₂排出量の削減に取り組む必要があります。また、エネルギー資源の有効利用に基づく、CO₂排出量の削減をめざすためには、市や市民、事業者が協働しながらそれぞれの立場でできることに取り組むことが必要です。

③について

基本目標の下には、地球温暖化対策に関連する分野とその他の地球環境の保全に関連する分野が施策の方向として設定されています。

地球温暖化に関連する分野については、②の項で触れたように、市においても積極的に取り組むべき必要があります。

その他の地球環境の保全の分野は、市単独での施策の効果を把握し難い分野ですが、酸性雨対策については、市民生活に影響のある項目であることから、大気汚染などの公害に関連する環境像の分野で引き続き測定を行うなど、取組を進めることとします。

一方、熱帯林の保全については、市民生活への影響や市単独の施策の効果を把握し難いことから、地球環境保全のための取組とはせず、代わりに、公共土木・建築工事などで積極的に市産材の利用を図ることで熱帯産材の利用削減に配慮していくこととします。

以上のことから、エネルギー資源の有効利用やCO₂の削減は、第二次計画において、積極的に取り組むべき課題であると考え、現行計画の基本計画の②と③を統合し、新たに地球温暖化対策に重点をおいた基本目標を設定することとします。

なお、地球温暖化対策の取組を推進するための新しい基本目標は、地球温暖化の要因とされる温室効果ガスのひとつである、二酸化炭素の排出量が少ない社会を意味する「低炭素型社会」をキーワードとして採用し、「①低炭素型社会を実現し地球環境の保全に貢献する」と設定することとします。

1-4-5 持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち

第二次計画では、「1-3 めざす環境像」の項で記載しているとおり、5つ目のめざす環境像として「持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち」と設定し、他のめざす環境像と同様にめざす環境像を実現するための基本目標を設定することとします。

持続可能な地域社会を実現するためには、市民一人ひとりが「①地域の環境の現状を正しく理解すること」「②理解に基づき適切な行動をとること」が重要であることから、2つの基本目標について検討します。

①について

市民が地域の環境の現状を知り、正しく理解するためには、市民一人ひとりが環境に関する関心や知識を持つことが必要であり、そのためには、子供たちから大人までを対象とした、地域の環境を知るための教育や学習を推進し、地域の環境を学ぶ機会を更に充実する必要があります。また、市民や事業者、NPO、市などが連携しながら、様々な機会をとらえて環境教育や環境学習に取り組み、環境に配慮した行動のできる人材を育成することも重要です。

このような取り組みが推進されることにより、環境に対する正しい理解と知識を持つ市民が育つとの考えから、基本目標を「①環境保全活動を担う人材を育成する」と設定します。

②について

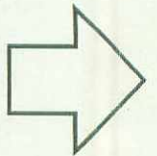
市民が地域の環境の現状を正しく理解するだけでは、持続可能な地域社会を実現することはできません。地球規模で見た場合、地球温暖化や環境破壊が進んでいる現状やエネルギー資源などは有限であるという事実から、このままでは、現在の暮らしを続けて行くことができなくなるのではないかと危ぶまれています。このような状況において、現在の暮らしを将来にわたり続けていくためには、市民一人ひとりがこれまでの暮らしを見直し、自ら考え、自分のできる範囲で環境に配慮した行動を取る必要があります。

このような市民の行動を促進することにより、将来にわたる持続可能な地域社会の実現につながるとの考えから、基本目標を「②持続可能な地域社会をつくる行動を促進する」と設定します。

2 現行計画体系と第二次計画案の計画体系

2-1 現行計画体系

めざす環境像	基本目標	施策の方向		
1 健康で安全に生活できるまち	(1)きれいな空気を守る	ア 自動車交通に起因する環境への負荷の低減	1	
		イ 工場・事業場などに起因する大気汚染、悪臭などの防止	2	
		ウ 監視体制の充実	3	
	(2)清らかな水を守る	ア 工場・事業場などの対策の推進	4	
		イ 水道水質の保全	5	
		ウ 地下水質の保全	6	
		エ 監視体制の充実	7	
	(3)まちの静けさを確保する	ア 自動車交通などに起因する騒音・振動の低減	8	
		イ 工場・事業場などの騒音・振動の防止	9	
		ウ 監視体制の充実	10	
	(4)安心して暮らせる環境を確保する	ア 廃棄物の適正処理の推進	11	
		イ 不法投棄の防止と環境美化の推進	12	
		ウ 化学物質などの対策の推進	13	
		エ 日照阻害などの対策の推進	14	
	2 生物の多様性を育む自然が豊かなまち	(1)自然環境を保全する	ア 森林の保全	15
			イ 農地の保全	16
ウ 水辺の保全			17	
(2)生物の多様性を確保する		ア 野生動植物の保護	18	
		イ 野生動植物の生息・生育環境の保全・創出	19	
3 快適で心豊かに暮らせるまち	(1)緑を確保する	ア 公園緑地の確保	20	
		イ 緑化の推進	21	
	(2)身近な自然とのふれあいを促進する	ア 身近な自然とのふれあいの促進	22	
	(3)良好な景観を保全・形成する	ア 良好な景観の保全・形成	23	
	(4)地域の歴史・文化を保全・継承する	ア 歴史的・文化的環境の保存・活用	24	
		イ 歴史・文化継承活動の支援	25	
	(5)人に優しい歩行者空間を創出する	ア 人に優しい歩行者空間の創出	26	
	4 資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち	(1)資源の循環的利用とごみの減量化を推進する	ア ごみの発生抑制	27
			イ 再利用・再生品の利用の拡大	28
ウ 資源回収と再資源化			29	
エ 水の循環システムの健全性の維持			30	
(2)エネルギーを有効に利用する		ア エネルギー消費効率の良いまちづくり	31	
		イ 省エネルギーの促進	32	
		ウ 新エネルギー利用の促進	33	
(3)地域において地球環境の保全に貢献する		ア 地球温暖化対策	34	
		イ オゾン層の保護	35	
		ウ 酸性雨対策	36	
		エ 熱帯林の保全	37	
		オ その他	38	



めざす環境像を実現するために共通する環境施策の展開	(1) 環境情報の収集・提供を推進する	A
	(2) 環境教育・環境学習を推進する	B
	(3) 市・事業者・市民のパートナーシップを形成する	C
	(4) 環境に配慮した行動を促進する	D

図-2 盛岡市環境基本計画（現行計画）の施策の体系

※ 網掛け部分は、第二次計画では取り込まない施策の方向性を示しています。

2-2 第二次計画体系（案）

めざす環境像	基本目標	キーワード	現行計画の施策
1 健康で安全に生活できるまち	(1)自動車交通に起因する環境負荷を削減する	道路整備 TDMの充実 自転車利用の促進 監視体制の充実 公害の状況の情報提供 自動車利用方法の意識改革	1 3 8 10 36 A
	(2)産業活動などに起因する環境負荷を削減する	公害防止協定 光化学オキシダント・酸性雨・化学物質などの監視 監視体制の充実 公害状況の情報提供 土木工事に起因する公害の抑制 乱開発の規制 不法投棄の抑制	2 4 6 7 9 10 13 A
	(3)日常生活に起因する環境負荷を削減する	公害の状況の情報提供 悪臭・騒音の抑制 ごみの適正処理 不法投棄の未然防止 浄化槽の普及	13 14 A
2 生物の多様性を育む自然が豊かなまち	(1)自然環境を保全・創造する	森林・農地・水辺の保全 間伐の促進 水の循環システムの保全 公共事業における環境への配慮 土地利用 都市計画マスタープラン 風致地区 環境保全地区 環境アセスメント	5 15 16 17 30
	(2)生物の多様性を確保する	野生動植物調査の推進 貴重種の保護 生育環境の保全 自然環境保全計画	18 19
3 快適で心豊かに暮らせるまち	(1)緑や自然とのふれあいを促進する	ガーデニング 屋上緑化 森林公園 ビオトープ 体験型イベント 環境NPO 農業体験	20 21 22
	(2)魅力ある景観を保全・形成する	山なみ 川なみ まちなみ 風致地区 環境保全地区保存庭園 保存樹木 歴史的景観 屋外広告物規制	23 24
4 資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち	(1)低炭素型社会を実現し地球環境の保全に貢献する	CO2削減啓発 新エネルギー 省エネルギー エコカー 低公害車・電気自動車の促進 チャレンジ25 省エネ住宅グリーン電力証書 コンパクトシティの推進イベントでの環境配慮	31 32 33 34 35
	(2)資源の循環的利用とごみの減量化を推進する	排出抑制 再利用 リサイクル マイバック運動 レジ袋削減運動 フリーマーケット 地産地消 ダンボールコンポスト	11 12 27 28 29
5 持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち	(1)環境保全活動を担う人材を育成する	人材の育成 環境教育 環境ボランティアの育成 環境ゼミ 出前講座 教材の編集・作成 体験学習 家庭学習 情報交換の推進	A B C D
	(2)持続可能な社会をつくる行動を促進する	ライフスタイルの変革 持続可能な社会 ESDの促進 協働・パートナーシップ スローライフ エコライフ 環境報告書 ホームページの充実環境情報の収集・提供 正確な情報伝達システムの検討	A B C D

図-3 盛岡市環境基本計画（第二次計画）の体系案

※ 網掛け部分に変更部分を示し、右の数字は、現行計画における施策の方向と対応関係を示しているものです。

※ 現段階での第二次計画の体系案では、施策の方向までは示さず、環境審議会や市民の意見、市役所関係各課の意見などを反映させ、次の段階で施策の方向を示すこととします。

2-3 積極的に取り組む項目

現行計画では、それぞれのめざす環境像を実現するため、生活環境や自然環境の保全、快適環境の創造、地球環境への貢献など、多岐にわたる施策を同じようなウエイトで取り組んできた結果、施策の実施は一定の効果を上げ、4つのめざす環境像に掲げる環境は、概ね良好な状態に保たれていると評価できる結果となりました。

その一方、環境を取り巻く状況の変化や時代の変化などにより、新たに取組まなければならない課題が整理されているほか、環境審議会において、第二次計画では目玉となる環境施策を打ち出すべきではないかとの意見も出されています。

このような状況を受けて、第二次計画においては、現行計画のように、すべての施策を同じウエイトで進めるのではなく、概ね達成された項目については、従来の取組を継続するとどめ、重点化して取り組むべき項目を明らかにすることにより、施策の実施にメリハリを持たせることとします。

第一に、人の考え方や行動が環境に大きな影響を与えることから、環境に対する正しい理解と知識を持ち、自ら考え、適切な行動を取ることのできる市民が育つことが重要であると考えます。

このことから、第二次計画では、新たに5つ目のめざす環境像を設定した、環境教育や人材育成、環境に配慮した行動をするという、人に関わる分野に積極的に取り組むこととします。

第二に、世界的に温室効果ガスの削減が重要な課題となっていることから、国においては、2020年度にCO₂排出量を1990年比25%削減する方針が打ち出されています。

これを受けて、市においても、これまで以上に積極的な温室効果ガス排出量の削減を進める施策を推進することが必要です。

このことから、第二次計画では、地球温暖化対策の分野について、積極的に取り組むこととします。

なお、地球温暖化対策についての具体的な施策や進捗管理については、地球温暖化対策地方公共団体実行計画によることとします。

【用語解説】

● CSR活動 (Corporate Social Responsibility の略)

「企業の社会的責任」と訳され、企業が事業活動において利益を優先するだけでなく、顧客、株主、従業員、取引先、地域社会などの利害関係者との関係を重視しながら果たす社会的責任。

● ESD (Education for Sustainable Development の略)

「持続可能な開発（発展）のための教育」の略。日本が国連に提案し、採択された取組み。社会的課題を考え、解決をしていくために学び、行動を起こしていく取組みをいう。ESDにおける「開発」は、いわゆる土木工事などの開発をさすものではない。ESDは、国によって取組みに違いがあり、先進国では、環境、ジェンダー、国際理解が中心であるが、途上国では貧困、エイズ、紛争などが重要な課題として取組まれている。

● TDM (交通需要マネジメント : Transportation Demand Management の略)

道路利用者に時間、経路、交通手段や自動車利用の方法の変更を促し、交通混雑の緩和を図る方法。日本では、交通需要が道路整備を上回る勢いで増加しており、道路などの交通施設の整備のみでは限界が生じている。また、交通量の増加とともに二酸化炭素、窒素化合物の排出量が増加し、騒音などの問題も深刻化していることから、「道路の利用の仕方の工夫」「道路の適切な利用の誘導」によって、円滑な交通流の実現が期待されている。

● エコカー

いわゆる環境に優しい車とされるハイブリッド車、電気自動車などをさす。

● 環境アセスメント (環境影響評価)

環境に著しい影響を与える及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、事業の実施にあたり、その事業が環境に与える影響について調査、予測、評価を行い、利害関係者からの意見を聴きながら事業の内容をより環境に配慮したものとする事。

● グリーン電力証書

太陽光や風力など自然エネルギーから発電されたグリーン電力を利用した企業や個人に発行する証書。証書の代金が、自然エネルギー発電の普及に活用されている。環境に配慮した電力を証書という形でやり取りすることにより、証書を購入した人は、環境保護に対する意識が高いという評価が得られる。

● コンパクトシティ

様々な機能が比較的小さなエリアに高密に詰まっている都市形態。

● スローライフ

「ゆっくりと生活する」という意味。大量生産、効率化といった経済的観点のみからの視点ではなく、自然と調和してゆったりと生きるライフスタイルに価値や重要性を見出す生き方。スローを重視するといっても、過去の生活に戻って禁欲的な生活を送るのではなく、人と人とのつながりを大切にすることがコンセプトとなっている。

元々はイタリアで始まった「スローフード (丁寧に料理された食べ物)」を起源として、更に意味合いが広がった造語。

● チャレンジ 25

2020年に温室効果ガスを1990年比で25%削減するという、「25%削減」の中期目標を達成するための行動。2009年12月、環境省が「チャレンジ25キャンペーン」を開始した。

● 都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的方針」のこと。この基本方針に基づいて、道路・公園などの都市施設整備、市街地開発事業等が行われる。

● ビオトープ

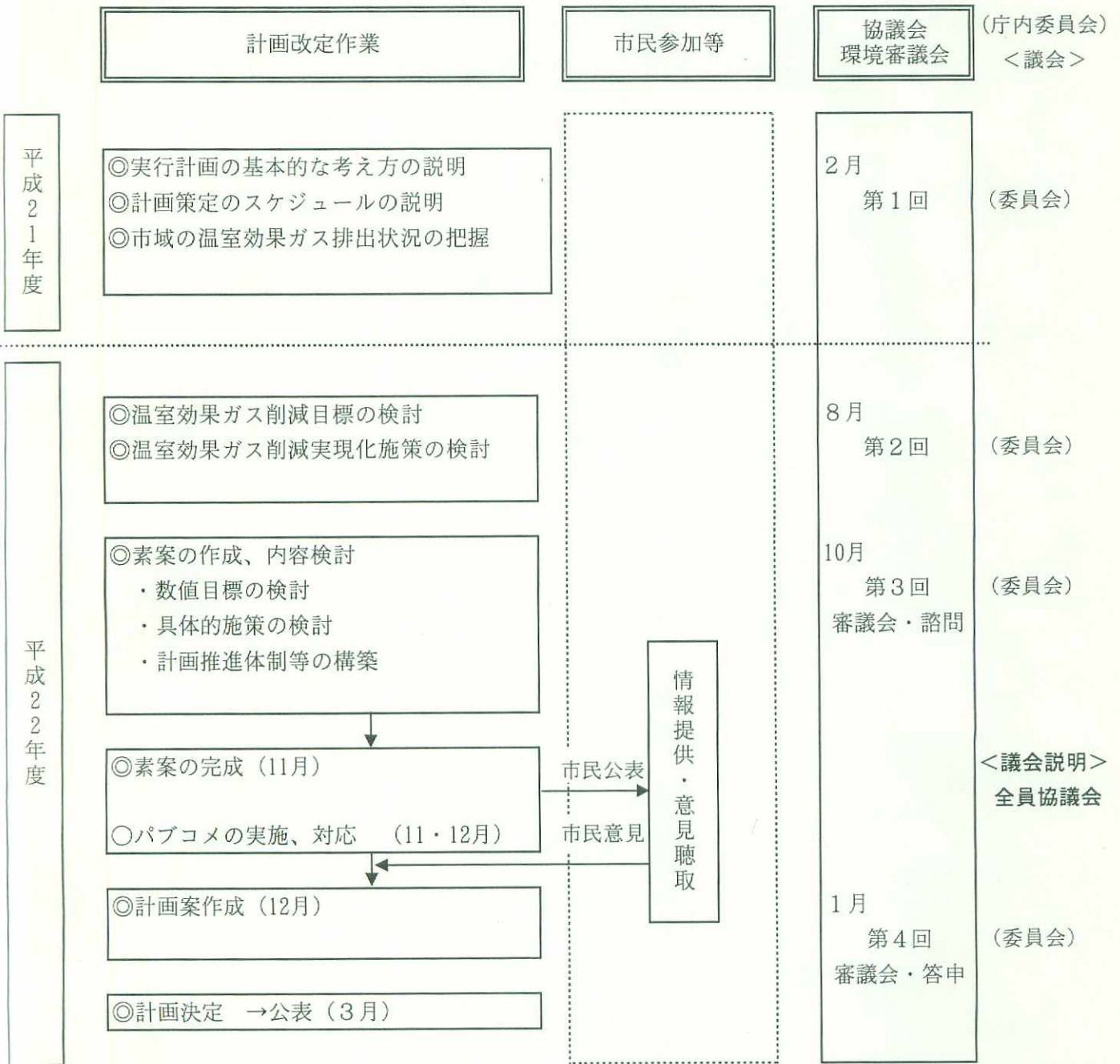
生き物 (Bio) があるままに生息活動する場所 (Top) という意味の合成されたドイツ語。本来は自然環境そのものがビオトープだが、生き物が住みにくい都市部などで、人間によって再構成された自然環境を特にビオトープという。

● 風致地区

都市の自然のありさまを保存し維持するために、自然の美しさを損なう行為を規制している地域で、都市計画区域内に定められる。

盛岡市温暖化対策実行計画策定に関する進め方フロー図

資料No. 3



情報提供・意見聴取

盛岡市

地球温暖化対策地方公共団体実行計画

(区域施策編)

盛岡市

盛岡市地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）目次

第1章 計画策定の背景

1-1	地球温暖化とは.....	1
1-2	地球温暖化の現状.....	2
1-3	地球温暖化防止に向けた取り組み.....	6

第2章 計画の基本的な考え方

2-1	計画の主旨.....	14
2-2	盛岡市が地球温暖化対策に取り組む意義・ねらい.....	14
2-3	計画の位置づけ.....	15
2-4	対象とする温室効果ガス.....	16
2-5	計画の目標と期間.....	16

第3章 温室効果ガスの排出状況

3-1	温室効果ガス排出量の現況推計算定条件.....	17
3-2	温室効果ガス排出量の現状.....	19
3-3	二酸化炭素排出量の現状.....	20
3-4	二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量の概要.....	26
3-5	部門別の特徴と課題.....	27

第4章 温室効果ガスの削減目標

第5章 地球温暖化防止に向けた取り組み

第6章 実効性のある計画とするために

資料編

盛岡市の自然的・社会的特性

第3章 盛岡市の温室効果ガス排出状況

3-1 温室効果ガス排出量の現況推計算定条件

(1) 算定対象期間

算定対象年次は、市域からの温室効果ガス排出量の現況を把握するため1990年(平成2年)、1995年(平成7年)および2000年(平成12年)以降の各年としました。

なお、算定に用いる統計資料(都道府県別エネルギー消費統計)の公表時期を踏まえ、最新年は2007年(平成19年)としました。

(2) 算定にあたっての基本的な考え方

算定方法は、原則として「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」(H21.6)に基づきました。

ただし、次年度以降の算定作業の容易性を考慮し、継続的な入手が困難なデータは原則用いないこととしました。(東北電力提供データ、モニター調査結果等)

また、市域からの排出量が非常に少なく、算定の精度が低い部門についても算定は行わないこととしました。(農業廃棄物の焼却、埋立処理場等)

(3) 関連データ等の収集

温室効果ガス排出量の算定に必要な各種データを、既存の統計資料や庁内関係課から収集しました。主な資料は以下のとおりです。

表-主な収集資料

区分	資料名称
国等の統計資料	「都道府県別エネルギー統計」、「家計調査年報」、「国勢調査」 「工業統計調査」、「市区町村別自動車交通CO ₂ 排出テーブル」等
市の関連資料	「水田作付面積」、「家畜飼養頭数」、「一般廃棄物焼却量」等

(4)算定方法

温室効果ガス排出量の算定方法と算定に用いた資料の一覧を示します。

表-温室効果ガス排出量の算定方法(エネルギー起源 CO₂)

部門		エネルギー種別消費量算定方法	データの出典	
産業部門	製造業	①業種別エネルギー消費量原単位 =業種別エネルギー消費(岩手県) /業種別出荷額(岩手県) ②業種別エネルギー消費量原単位 ×業種別出荷額(盛岡市)	・都道府県別エネルギー消費統計 ・工業統計	
	建設業・ 鉱業	建設業・鉱業エネルギー消費量(岩手県) ×就業者数の比(盛岡市/岩手県)	・都道府県別エネルギー消費統計 ・国勢調査	
	農林水産業	農林水産業エネルギー消費量(岩手県) ×農業水産業従業者数の比(盛岡市/岩手県)	・都道府県別エネルギー消費統計 ・国勢調査	
民生部門	家庭	灯油・ LPガス	家庭の年間購入量(盛岡市) ×世帯数(盛岡市)	・家計調査年報 ・国勢調査
		都市 ガス	家庭用供給量	・盛岡ガス資料
		電力	家庭部門電力消費量(岩手県) ×世帯数の比(盛岡市/岩手県)	・都道府県別エネルギー消費統計 ・国勢調査
	業務	業務エネルギー消費量(岩手県) ×業務系延床面積の比(盛岡市/岩手県)	・都道府県別エネルギー消費統計 ・国勢調査 ・固定資産概要調書	
運輸部門	自動車	国立環境研究所 道路交通センサス 自動車起終点(OD)調査データ	・市区町村別自動車交通CO ₂ 排出 テーブル	

表-温室効果ガス排出量の算定方法(エネルギー起源 CO₂以外)

部門	ガス種類	排出部門別消費量算定方法	データの出典
自動車	CH ₄	自動車の種類別走行距離×排出係数	・市区町村別自動車交通 CO ₂ 排出テーブル
	N ₂ O		
廃棄物 (燃焼)	CO ₂ / CH ₄ /N ₂ O	一般廃棄物焼却量および産業廃棄物 ×排出係数	・盛岡市統計
農業	CH ₄	水田作付面積、家畜飼養頭数×排出係数	・盛岡市統計
	N ₂ O	家畜飼養頭数×排出係数	・盛岡市統計
代替フ ロン等 3ガス 分野	HFC PFC SF ₆	代替フロン排出量(全国) ×(業務系延床面積、電気機械製造品出荷額)比 (盛岡市/全国)	・温室効果ガスインベントリ ・盛岡市統計 ・固定資産概要調書 等
森林等 の吸収 源	CO ₂	森林面積(盛岡市域) ×面積あたり二酸化炭素吸収量	・盛岡市森林整備計画計画書 ・京都議定書目標達成計画 参考 資料

3-2 温室効果ガス排出量の現状

■市域からの温室効果ガス排出量は増加する傾向にあります。

- 温室効果ガスの排出量は、1990年(平成2年)に比べ約36%増加しています。
- 特に民生部門(家庭及び業務)からの二酸化炭素排出量が大きく増加しています。
- 温室効果ガスの内、二酸化炭素が大きな割合を占めており、2007年(平成19年)では温室効果ガス全体の約97%が二酸化炭素です。

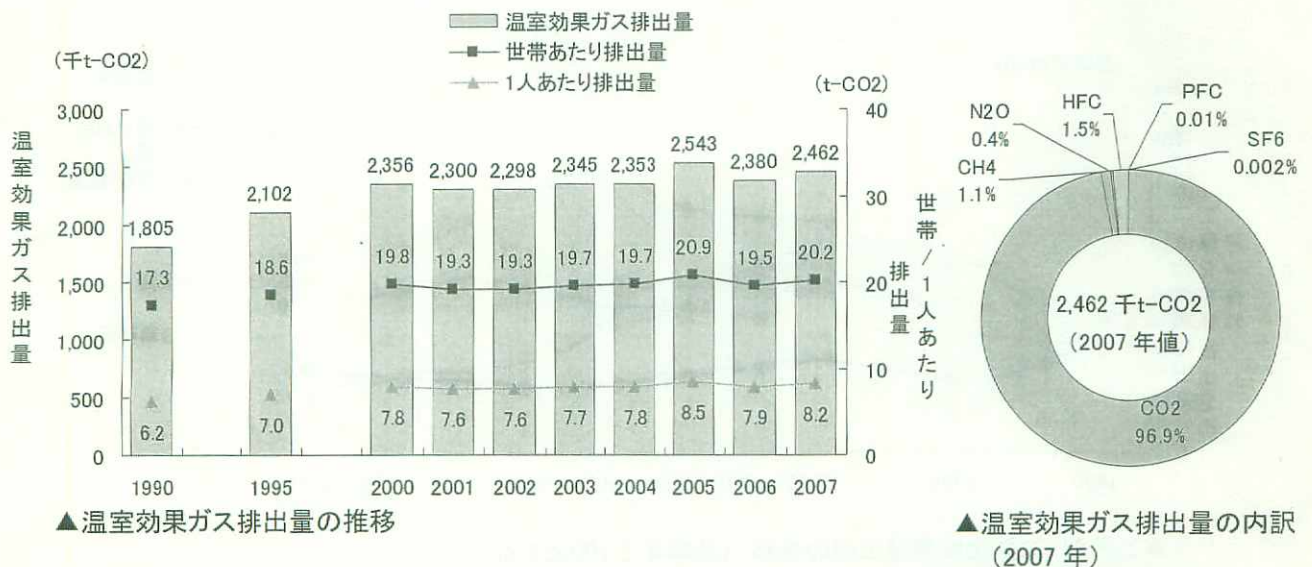
表-温室効果ガスの経年変化

単位:千t-CO₂

年度	1990	1995	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	増減率※	
産業部門	製造業	431	501	549	483	502	501	526	555	527	516	20%
	農林水産業	36	31	34	33	32	31	30	31	32	33	-7%
	建設・鉱業	41	57	57	53	46	45	39	38	37	34	-17%
	507	589	640	570	580	577	596	624	596	583	15%	
民生部門	家庭	428	499	564	561	533	539	533	643	587	578	35%
	業務	358	471	531	541	550	602	592	671	589	662	85%
運輸部門	自動車	423	445	514	516	527	515	500	492	494	519	23%
廃棄物		36	41	47	51	43	45	65	48	46	44	22%
二酸化炭素合計	1,752	2,045	2,296	2,239	2,235	2,279	2,285	2,477	2,312	2,386	36%	
メタン	36	35	32	32	32	32	32	28	28	28	-23%	
一酸化二窒素	17	15	12	12	12	12	12	10	10	10	-37%	
HFC	-	7	16	17	19	21	24	27	30	38	481%	
PFC	-	0.13	0.20	0.15	0.18	0.17	0.18	0.16	0.14	0.14	4%	
SF6	-	0.05	0.08	0.06	0.08	0.07	0.08	0.07	0.05	0.04	-7%	
温室効果ガス合計	1,805	2,102	2,356	2,300	2,298	2,345	2,353	2,543	2,380	2,462	36%	

※増減率=(2007年値-1990年値)/1990年値(但し、HFC、PFC、SF6は95年値を用いる。)

注):四捨五入の関係上、合計値とあわない場合があります。



3-3 二酸化炭素排出量の現状

(1) 二酸化炭素 部門別内訳

市域から発生する温室効果ガスの多くを占める二酸化炭素の部門別の傾向を以下に示します。

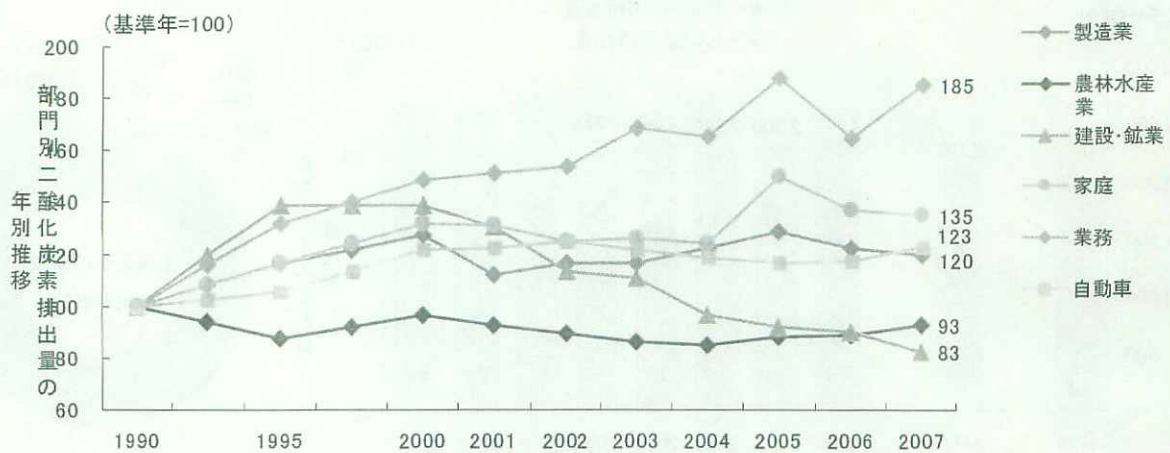
民生業務部門からの排出量が最も多く、二酸化炭素排出量全体の約 28%を占めています。また、民生家庭部門が約 24%を占めており、民生部門(業務及び家庭)からの二酸化炭素排出量が全体の約半分を占めています。

基準年である1990年(平成2年)の各部門からの排出量の増加傾向をみると民生業務部門及び家庭部門からの排出量が大きく増加していることが分かります。一方、農林水産業及び建設・鉱業からの排出量は減少する傾向にあります。



▲部門別 二酸化炭素排出量の推移 (積上げ)

▲二酸化炭素排出量 部門別内訳(2007年)



▲部門別 二酸化炭素排出量の推移 (基準年を100とする)